

# 「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務 仕様書

## 第1 業務名

「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務

## 第2 業務概要

### 1 目的

高齢化の進展に伴う在宅医療・介護の需要の増加や、在宅医など医療・介護関係者の人材不足が全国的な課題となっている中、甲府市を含む9市1町（甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市及び昭和町。以下「構成自治体」という。）による「やまなし県央連携中枢都市圏」の形成を契機として、圏域で連携を強化する中で、効率的な在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進していく必要がある。

本業務は、当該取組の一環として、ICTを活用した構成自治体の医療・介護資源情報システムの構築・運用により、広域での在宅医療・介護連携を推進することを目的とするものである。

### 2 履行期間

- (1) 構築業務 契約締結日から令和5年10月31日まで
- (2) 運用業務 令和5年11月1日から令和8年3月31日まで

### 3 公開予定時期

令和5年11月1日

## 第3 業務内容

### 1 資源情報システムの構築

以下により資源情報システムを構築し、公開すること。なお、調査した地域資源については、サービス種類ごとに利用者の選択に資する多様な項目をデータベースに格納し、「住民向け」（以下「住民向けサイト」という。）と「関係者向け」（以下「関係者向けサイト」という。）に切り分けてインターネット上で公開可能な構成とするとともに、構成自治体が、住民向けサイト及び関係者向けサイトの情報の更新・管理等を可能とする管理サイト（以下「自治体管理サイト」という。）を有するものとする。

#### (1) 地域資源の調査

- ア 別紙「調査対象機関・サービス一覧」に記載する、構成自治体に所在する医療機関等・介護サービス事業所・総合事業実施主体（以下「医療機関・介護サービス事業所等」と

いう。)を対象に情報調査を行い、調査結果をシステム上に反映させること。なお、調査手法については、調査対象者の負担軽減や回収率等を踏まえ提案すること。合わせて、調査未回答の医療機関・介護サービス事業所等に対する勧奨等の、回収率を高める取り組みについても、その手法や回数を含めて提案すること。

イ 調査票の設計から作成、調査の実施、回収調査票のデータ化及びデータベースの管理業務を実施すること。

ウ 調査対象の機関及び事業所からの情報調査に関する問い合わせには、専門の対応窓口を設置すること。

エ 調査票については、調査項目を含めて委託者と協議の上作成することとし、調査対象ごとに公開されている全ての情報を印字する等により、回答しやすくすること。

オ 当該業務が、在宅医療・介護連携を推進する目的であることを踏まえ、調査・掲載可能な調査項目について提案を行うこと。

## (2) 住民向けサイトの構築

次の要件を満たすサイトを構築すること。

ア 別紙「機能要件確認書」の機能を有すること。

イ 構成自治体に所在する医療機関・介護サービス事業所等のほか、委託者が必要と認めた構成自治体内の相談窓口・関係機関等についても情報の登録・検索を可能とすること。

ウ 委託者が住民向けサイトにおいて最も重要と捉えている内容は、掲載されている情報の鮮度及び住民・関係者が直感的に使用可能な操作性である。これを踏まえ、実現のための方策等について提案すること。

エ ア～ウのほか、利用者にとって有益な機能等がある場合は提案すること。

## (3) 関係者向けサイトの構築

次の要件を満たすサイトを構築すること。

ア 別紙「機能要件確認書」の機能を有すること。

イ 構成自治体に所在する医療機関・介護サービス事業所等のほか、委託者が必要と認めた構成自治体内の相談窓口・関係機関等についても情報の登録・検索を可能とすること。

ウ 委託者が関係者向けサイトにおいて最も重要と捉えている内容は、掲載されている情報の鮮度、直感的に使用可能な操作性に加え、関係者の在宅医療・介護連携におけるツールとしての実用性である。これを踏まえ、実現のための方策等について提案すること。

エ ア～ウのほか、利用者にとって有益な機能等がある場合は提案すること。

## (4) 自治体管理サイトの構築

次の要件を満たすサイトを構築すること。

ア 別紙「機能要件確認書」の機能を有すること。

イ 委託者が自治体管理サイトにおいて最も重要と捉えている内容は、各構成自治体において利便性が確保されていることである。例えば、構成自治体全域への情報発信に加え、一部の市町への発信や、更にその一部の介護サービス事業所等への発信が可能であることが望ましい。これを踏まえ、実現のための方策等について提案すること。

ウ ア・イのほか、利用者にとって有益な機能等がある場合は提案すること。

#### (5) 操作研修等の実施

##### ア 構成自治体担当職員向け

受託者は、構成自治体の担当職員を対象に、本システムの機能を理解して管理画面を中心とした操作方法を習得するための操作研修を次のとおり実施すること。なお、実施手法については必要に応じオンラインも活用可能とする。

(ア) 実施回数：3回程度

(イ) 実施時期・対象人数・実施場所・環境準備については、委託者と協議の上決定することとする。

##### イ 医療・介護関係事業者向け

受託者は、本システムの事業者向け導入説明会等にて、概要説明を実施すること。なお、実施手法については必要に応じオンラインも活用可能とする。

(ア) 実施回数：3回程度

(イ) 実施時期・対象人数・実施場所・環境準備については、委託者と協議の上決定することとする。

## 2 資源情報システムの運用

### (1) 地域資源の調査及び更新

以下により掲載情報の更新を行うこと。なお、調査を伴うものについては、その手法については、調査対象者の負担軽減や回収率等を踏まえ提案すること。合わせて、調査未回答の医療機関・介護サービス事業所等に対する勧奨等の、回収率を高める取り組みについても、その手法や回数を含めて提案すること。

#### ア 基本情報メンテナンス

(ア) 介護サービス事業所及び総合事業実施主体の情報については、構成自治体が提供する事業所台帳情報を基に、月1回情報解析のうえ、新規、変更、再開、休止、廃止の情報をシステム上に反映すること。この際、事業所台帳情報の項目には柔軟に対応する等、構成自治体の事務負担軽減に配慮すること。また、構成自治体より新規、変更・廃止情報の提供があった場合は、受託者で受付のうえ、随時その内容をシステム上に反映させること。

(イ) 医療機関等の情報については、構成自治体より新規、変更・廃止情報の提供があった場合は、受託者で受付のうえ、随時その内容をサイト上に反映させること。

イ 新規調査

基本情報メンテナンスで把握した新規の医療機関・介護サービス事業所等について、調査を実施し、詳細な情報を把握した上で、調査結果をシステム上に反映させること。

ウ 一斉調査

システム上公開している、構成自治体に所在する医療機関・介護サービス事業所等について、年に1回調査を行い、調査結果をシステム上に反映させること。また、調査票は公開されている全ての情報を印字し、回答しやすくすること。なお、導入初年度においては構築業務に含むものとする。

エ 介護サービス事業所空き情報調査

構成自治体に所在する介護サービス事業所について、サービスごとに空き情報の調査を行い、調査結果をシステム上に反映させること。なお、対象サービス、調査内容及び頻度は次のとおりとする。

サービス種類	調査内容	頻度
居宅介護支援	新規ケアプラン作成可能数	隔週1回
訪問介護 訪問看護 訪問入浴 訪問リハビリテーション	利用対応可能状況(2週間分)	週1回
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	利用者の受入可能状況	週1回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	利用者の受入可能状況	週1回
短期入所生活介護 短期入所療養介護	利用者の受入可能状況	週1回
小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月1回
看護小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月1回
介護老人福祉施設 (地域密着型を含む)	待機者数	月1回
介護老人保健施設	空床(室)数、待機者数、特別な医療の受入	月1回
認知症対応型共同生活介護	利用者の受入可能状況	月1回

オ 職員募集情報調査

導入年度の翌年度以降において、次のとおり実施すること。

- (ア) 医療機関・介護サービス事業所等に対し、年に1回、職員募集情報掲載に関する意向確認を行うこと。
  - (イ) (ア)により職員募集情報掲載意向のあった医療機関・介護サービス事業所等に対し、年に2回、職員募集情報調査を行い、調査結果をシステム上に反映させるとともに、掲載希望の事業者リストを委託者に報告すること。また、医療機関・介護サービス事業所等から新規及び変更申請を受けた場合は随時情報を更新すること。
- (2) 住民向けサイトの運用  
別紙「機能要件確認書」に記載する機能・要件により住民向けサイトが円滑に使用できるよう、所要の措置を講ずること。
  - (3) 関係者向けサイトの運用  
ア 別紙「機能要件確認書」に記載する機能・要件により関係者向けサイトが円滑に使用できるよう、所要の措置を講ずること。  
イ 行政機関（厚生労働省、山梨県等）等から発信される最新の情報や医療・介護に関するニュースについて、受託者において随時更新すること。
  - (4) 自治体管理サイトの運用  
ア 別紙「機能要件確認書」に記載する機能・要件により自治体管理サイトが円滑に使用できるよう、所要の措置を講ずること。  
イ 構成自治体から「機能要件確認書」に記載のない機能やデータの取得について要望があった場合、随時相談に応じるとともに実現可能な範囲において対応すること。  
本システムのアクセス件数や登録件数等について、構成自治体が管理者ページから確認できること。
  - (5) 問い合わせ等の対応  
ア 地域資源の調査について、調査票の設計から作成、調査の実施、回収調査票のデータ化及びデータベースの管理業務が実施可能な体制を、受託者において確保すること。  
イ 原則9:00~17:00（土・日・祝日および受託者の休業日を除く）の間、地域資源調査の対象者及びシステムの利用者からの問い合わせに対応すること。
  - (6) 操作研修等の実施  
受託者は、導入年度の翌年度以降においても、必要に応じ構成自治体担当職員及び医療・介護関係事業者向けに、導入説明会等にて、概要説明を実施すること。なお、実施手法については必要に応じオンラインも活用可能とする。
  - (7) その他  
介護・医療情報を取り扱うことから、受託者において介護および医療の有資格者が複数人常勤している等、システムの円滑な運用にあたり(1)~(5)以外で有益なものがある場合

は提案すること。

#### 第4 サービスレベル要件

- 1 本システムにおけるデータファイルの格納先について、SQL インジェクションやクロスサイトスクリプティング(XSS)などの攻撃を検知・遮断できるよう、WAF (Web Application Firewall、ファイアウォール) が設置されていること。
- 2 サーバ証明書を取得していること。
- 3 本システムの障害監視を24時間365日行っていること。
- 4 OS、その他ソフトウェアに対するパッチ更新やウイルス対策が適切に実施されていること。
- 5 管理者操作ログ、障害ログが適切に記録され、必要に応じて活用できること。
- 6 パスワードは暗号化等により適切に管理され、利用者認証が正しくされること。
- 7 障害復旧時間は12時間以内を目標とすること。
- 8 データ保障、バックアップのタイミングは毎日、5世代とすること。
- 9 システムメンテナンス等による停止を除き、24時間365日利用可能であること。

#### 第5 環境整備に関する要件

- 1 ハードウェアとソフトウェア  
システム運用に必要なサーバ機等のハードウェア及びソフトウェアは、受託者が用意することとし、これに係る経費は受託者が負担する。
- 2 アクセシビリティ  
ウェブアクセシビリティ規格(JISX8341-3:2016)の等級AAに準拠していること。
- 3 公開サーバと開発サーバ  
受託者が用意するサーバは、システム改修時にも安定稼働できるよう、開発環境サーバと

公開環境サーバを用意すること。

#### 4 データセンター

- (1) 日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内であること。
- (2) 耐震設備や非常用電源などの整備されたデータセンターであること。
- (3) システムを運用するオペレーションが国内で実施されていること。

#### 5 セキュリティ対策

- (1) 受託者は、最新のパターンファイルが適用できるようウィルス対策を実施すること。
- (2) 不正アクセス等の防御のため、ファイアウォール等の設置をすること。
- (3) 各サイトの閲覧においては、暗号化された通信(S S L / T L S 対応)が行われること。

#### 6 情報の保全措置

- (1) 受託者は、データベースに格納された情報等の保全措置として、サーバ内、複数記憶媒体への同時記録や外部記録媒体への日次でのバックアップ等を取得し、世代管理も行うこと。
- (2) 機器・設備のメンテナンス等により、一時的にサービス停止を行う際は事前に委託者に連絡を行うこと。
- (3) サイトの定期的なメンテナンス作業を実施する場合は、事前に通知したうえで、サイト運用を止めずに実施するか、夜間に実施すること。また、大規模なバージョンアップを実施する場合は、事前に協議し、協議結果に従って実施すること。
- (4) 受託者は、システム障害等が発生したときは速やかに復旧対策を実施すると共に委託者への障害等の内容の説明報告を行うこと。

### 第6 クライアント環境に関する要件

本システム構築・運用にあたり、住民向けサイト・関係者向けサイト・管理システムのクライアントの利用ブラウザ・OS・操作端末は以下のものを想定する。なお、バージョンは構築着手時の最新のものとする。

#### 1 利用想定ブラウザ

Edge、Safari、Google Chrome、Firefox

#### 2 利用想定OS

Windows8.1以上、Macintosh、iOS、Andoroid

### 3 操作端末

PC、タブレット、スマートフォン

## 第7 拡張性に関する要件

利用者の増加、アクセスの増加、データ量の増加等に対して、サーバ等の増強及び負荷分散等が容易に対応可能な拡張性と柔軟性を確保すること。

## 第8 スケジュール要件

本システムの構築、稼働までのスケジュールについては、以下のとおりとする。受託者は、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配し、スケジュールの遅延等が生じた場合においても従事者、労働環境が守られるような対策を講じたプロジェクト体制を整えること。

### 【スケジュール】

令和5年8月初旬	: システム構築開始
令和5年9月中	: システム構築結果のテスト環境における確認
令和5年9月～10月	: 地域資源の調査
令和5年10月上旬	: 構成自治体担当職員向け操作研修実施
令和5年10月中旬	: 事業者向け導入説明会実施
令和5年10月下旬	: 受託成果物等納品・稼働最終確認
令和5年11月1日	: 本システム公開開始

## 第9 成果物及び納品物

- 1 体制図
- 2 マスタスケジュール
- 3 導入設定シート
- 4 操作マニュアル

※ 成果物の納品については、電子データ、紙媒体1部とする。

納品済の成果物については、最新版にアップデートして全て納品すること。

## 第10 知的財産権

- 1 業務プログラムの著作権

本業務で採用された業務プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から28条に定める権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。

- 2 成果物の著作権

本業務における成果物の内、納品された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から28条までに定める権利を含む全ての著作権は、パッケージ標準に付加されるマニュアル等の原本を除き、委託者に帰属する。また、本システム稼働時に移行または蓄積されたデータも委託者に帰属する。

#### 第11 その他

- 1 受託者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等について遵守しなければならない。
- 2 委託者は、受託者に必要な情報を提供するものとする。
- 3 受託者の責に帰すべき理由により、物件が滅失または損傷した際は、委託者は損害の負担はしない。
- 4 受託者は、サービス契約終了時にサーバ等に蓄積された委託者に帰属するデータを削除しなくてはならない。
- 5 受託者は、業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。
- 6 本仕様書に記載のない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項は委託者に報告し、協議の上、実施するものとする。
- 7 受託者は、本業務の履行を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、委託者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- 8 この契約後に、消費税額等の変動が生じた場合は、委託者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額を加減して支払うものとする。
- 9 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や、その他必要な事項は委託者と受託者が協議の上、決定する。